

戸籍に関する届出

愦☞市民環境部市民課 ☎026-248-9002

各種戸籍の届出は市民課で受け付けています。以下のページでは、各届出の一般的なものについて説明をしていま すが、個々のご事情によっては必要書類が変わってきます。詳しいことは、市民課市民係へお問い合わせください。

届出の種類と期間など

届出の種類	届出期間	届出をする人	届出の場所 (いずれかの市区町村)	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	· 本籍地 · 所在地 · 出生地	□出生届(医師の出生証明書付きのもの) □母子健康手帳 □はんこ(任意)
死亡届	死亡の事実を知った日から 7日以内	・親族(配偶者・6 親等内の血族・3 親等内の姻族) ・同居者	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	□死亡届(医師の死亡診断書付きのもの) □松川苑(斎場)を利用する場合火葬場使用 料(※次ページ参照) □はんこ
婚姻届	届出をした日から効力が発生する (外国の方式で婚姻したときは婚姻日から3か月以内)	夫と妻	・本籍地 ・所在地	□戸籍謄本(届出する市区町村に本籍がないとき) □はんこ(任意) □届出人の身分証明(マイナンバーカード、運転免許証等) □婚姻証書の謄本および訳文(外国の方式の場合) □本国官憲の発給した婚姻要件具備証明書、出生証明書、国籍証明書およびそれらの訳文等 (外国人との婚姻の場合・国により異なる)

戸籍届書の事前審査

戸籍届出は夜間や休日でも宿直室にて受け付けていま すが、届出に不備などがある場合には届出を受理できな いことがあります。婚姻届などを夜間休日に出す予定の 場合には、開庁時間内に事前審査を済まされることをお 奨めします。

事前審査は市民課窓口にて行います。

本人確認の実施

婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の5つの 届出について、虚偽の届出防止のため、窓口に来た方の 本人確認を実施します(戸籍法第27条の2)。

届出のご本人であることの確認ができなかった場合に は、確認できなかったご本人(届出人)に対して、婚姻 などの届出が受理されたことを、届出人の住所地に郵送 により通知します。

届出後の戸籍謄抄本の発行

戸籍届出は、ご本人の身分事項を左右する大変重要な もので、間違いのないよう慎重な事務処理を行っている ため、届出当日に戸籍謄抄本を発行することができませ ん。

本籍地が須坂市の場合は通常2週間程度の日数がかか ります。須坂市以外の場合は、各市区町村にお問い合わ せください。

広告

自動車販売

P101 C-1

お車のことなら

💇 カーメーク小布施(株)

新車・中古車販売・車検・整備 鈑金塗装

- ■上高井郡小布施町都住1037
- ■TEL:026-251-4151
- ■1EL.020-251-4151 ■営業時間/平日9:00~19:00、土曜日9:00~18:00 ■定休日/日曜日、祝日
- ■グループ店:ナシモトカーサービス(株)/飯山市飯山5229



松川苑(火葬場)を利用する場合

死亡届出時に松川苑の使用申請を行っていただき、併せて使用料金を納付していただきます。使用料は下記のとお りです。

松川苑火葬場使用料

死亡した人または届出人の住所	死亡した人の年齢等				
死亡した人なたは周山人の住所	10歳以上	10歳未満	死産児	胞衣等	
須坂市(または須高管内)	16,000円	10,000円	6,000円	4,000円	
上記以外	40,000円	24,000円	12,000円	4,000円	

[※]死亡届、松川苑使用許可申請は、休日でも市役所の宿直職員が受け付けております。

住所異動に関する届出

問☞市民環境部市民課 ☎026-248-9002

※平成24年7月9日より外国人の方も日本人と同様に住民異動届の提出が義務付けられています。

■転入届(須坂市に引っ越してきたら)

Ī		(W1W)
	届出期間	須坂市に住み始めてから14日以内
	届出 できる方	本人、同世帯の方(左記以外の方が来庁されるとき は委任状が必要です。)
	持ち物	□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) □転出証明書(前住所地で発行) □パスポート(国外から転入する場合) □年金手帳(第1号被保険者) □介護保険受給資格証明書(前住所地で発行されている方) □保険証(児童手当受給者) □マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(保有者全員分) □在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民の方のみ) □本人と世帯主の続柄を証明できる文書(外国人住民の方のみ)

- ※転入に伴う各種手続きは、市民課で転入手続き終了後、担当各 課窓口にてしていただきます。
- ※自治会加入については各町の区長(自治会長)さんにお問い合 わせください。

マイナンバーカード・住民基本台帳カード の継続利用について

転出地市区町村でマイナンバーカードまたは住民基本 台帳カードの交付を受けている場合、転入届と合わせて カード継続利用の手続きが必要です。決められた期間に 窓口で届出をしてください。

■継続利用に必要なもの

- □マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
- □カード交付時に設定した4桁の暗証番号

| 届出期間

転入届出をしてから90日間 次の場合は、マイナンバーカードの継続利用はできま せん。

- ●有効期限が満了している場合
- ●転入をした日から14日以上経過してから転入届を 行った場合
- ●転出予定日から30日を経過して転入届を行った場合
- ●転入届をしてから90日以上経過している場合
- ●継続利用手続きをせずに転出した場合
- ●死亡または職権消除となった場合

■注意事項

決められた期間内に手続きがない場合は、お持ちの カードは失効します。この場合、失効したカードを返納 し、必要に応じて新しいカードの申請が必要です。住民 基本台帳カードは平成27年に新規発行は終了したため、 申請できるのはマイナンバーカードになります。

広告





P111 F-2

不動産売買、金銭の貸し借り、会社設立、相続や遺産 の問題など、皆様が安心して手続きを行えるよう、専 門知識と豊かな経験をもってサポートいたします。

- ■須坂市田の神1724-8 ■TEL:026-245-2315 ■FAX:026-248-3331
- ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■長野県司法書士会所属

P あり

転出届(市外へ引っ越すとき)

届出期間	市外(または国外)に住み始めるまで
届出 できる方	本人、同世帯の方(左記以外の方が来庁されるとき は委任状が必要です。)
持ち物	□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) □マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(保有者) □印鑑登録証(登録者) □国民健康保険証(加入者) □介護保険被保険者証(65歳以上または受給者) □後期高齢者医療保険証(75歳以上または受給者)

- ※転出に伴う各種手続きは、市民課で転出手続き終了後、担当各 課窓口にてしていただきます。
- ※発行された転出証明書(国外に転出される方には発行されませ ん。)は、転入する時に必要なので、大切に保管してください。 ※外国人住民の方も、出国し海外で暮らす場合は、転出の届出が

■転居届(市内で引っ越すとき)

届出期間	新しい住所に住んでから14日以内
届出 できる方	本人、同世帯の方(左記以外の方が来庁されるとき は委任状が必要です。)
持ち物	□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) □マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(保有者全員分) □国民健康保険証(加入者) □介護保険被保険者証(65歳以上または受給者) □後期高齢者医療保険証(75歳以上または受給者) □在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民の方のみ) □本人と世帯主の続柄を証明できる文書(世帯主が変わる場合のみ。外国人住民の方のみ)

※転居に伴う各種手続きは、市民課で転居手続き終了後、担当各 課窓口にてしていただきます。

引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードを利用して、転出届出・転入(転 居)予約ができます。

原則、転出時に市役所への来庁は不要となります※1。

届出 できる方	国内に引っ越しする方で、本人または同一世帯に属 する方
必要な もの	□電子証明書が有効なマイナンバーカード □マイナンバーカードの暗証番号 利用者証明用電子証明書 暗証番号(数字4桁) 券面事項入力補助用 暗証番号(数字4桁) 署名用電子証明書 暗証番号(英数字6~16桁) □マイナポータルにアクセスする端末※2
手続きの流れ	①マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログイン ②新旧住所や来庁予定日など必要事項を入力 ③マイナポータルの申請状況が「完了」となっていることを確認 ④転入・転居の手続きで市役所へ来庁
届出期間	【転出届】転出予定日の30日前から転出後10日以内 【転入・転居届】引っ越しをした日から14日以内

- **※**1 手続きの内容により来庁が必要になる場合があります。
- スマートフォンやパソコンなど **※**2
- ※転入・転居の手続きは、市役所への来庁が必要となります。 ※異動に伴う各種手続きは、市民課での手続き終了後、担当各課 窓口にてしていただきます。

マイナンバーカード、電子証明

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12ケタ の番号です。この番号は、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情 報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度導入により市民の方々は、年金や税の申請に必要な課税証明書や、源泉徴収票などの添付書類が 省略できるようになり、行政窓口での手続きが簡素化されます。

また、マイナポータルでは、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切 な照会提供が行われていないか、いつでも確認することができます。

マイナンバー制度導入に伴い、平成28年1月より、『マイナンバーカード』の交付が開始され、「住民基本台帳カード」 は新たな発行を平成27年12月で終了しました。

なお、有効期限が平成28年1月以降の住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できますが、マイナンバーカード の交付を受ける場合には、お持ちの住民基本台帳カードは返納が必要です。

広告

塗装工事 P115 E-1 株式会社

一般塗装、現場管理、内装工事、リボール塗装、防水工事、リフォーム 工事、軽自動車運送、片付けゴミ処分、レンタカー、ロードサービス

- ■須坂市墨坂南2-10-7
- ■TEL:026-285-0342





小さいお子様からご年配 の方まで、大歓迎です! まずはご予約ください。



Instagram はこちらから

HAIR's

La-tata 須坂市米持627-14 Tel.026-246-6626 定休日 毎週月曜、第1・3日、月連休

マイナンバーカードや住民基本台帳カードに現在電子証明書を格納されている方は、カード内の電子証明書の有効 期限が切れていると、確定申告などオンライン手続きができないため、マイナンバーカードを持参して市民課窓口で 手続きしてください。

マイナンバーカードの記載内容に変更があったときは、14日以内に届け出て、変更する手続きが必要です。

マイナンバーカード

●申請方法など(即時発行はできません)

- ①通知カードや個人番号通知書に同封されている『個人 番号カード交付申請書』に、ご自身の顔写真を添えて 地方公共団体情報システム機構へ郵送します(スマー トフォンで顔写真を撮影してWEB申請も可能です)。
- ※個人番号カード交付申請書を持っていない方は、市民 課で発行できます。また、マイナンバーカードの申請 (写真撮影含む) も市民課で無料でできます。
- ②マイナンバーカードが発行されると、交付通知書が申 請者宛に郵送されます。
- ③本人が運転免許証などの本人確認書類・通知カード (お持ちの方のみ)・交付通知書・住民基本台帳カー ド(お持ちの方のみ)を市役所へ持参していただき、 交付となります。
- ※受領の際、複数の暗証番号を登録しますので、あらか じめ考えておいてください。

なお、暗証番号が要らない顔認証マイナンバーカード を希望する場合、暗証番号の登録は不要です。

● 署名用電子証明書 英数字6文字以上16文字以内

●利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、券面事項 入力補助用

数字4桁(同じ暗証番号を設定することもできます)

●発行手数料

初回発行手数料は無料です。

●更新

有効期間満了日の3カ月前から有効期間満了日までの 間可能です。

マイナンバーカードの券面に記載されるもの



(表面)

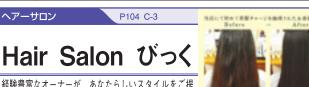
(裏面)



	記載内容
表面	・顔写真 ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別 ・有効期限※1
裏面	・個人番号(12桁) ・氏名 ・生年月日 ・連絡先(個人番号コールセンター)
ICチップ ※2	・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・性別 ・顔写真

- 有効期限は、発行日から10回目(発行時18歳未満は5回目) の誕生日までになります。
- 所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は、記録さ **%**2 れません。

広告



経験豊富なオーナーが、あなたらしいスタイルをご提 案いたします。皆様のご来店お待ちしております。

- ■須坂市上中町164-1 クラージェすざか104
- ■TEL:026-214-7545
- ■営業時間/平日 10:00~20:00 土・日・祝 10:00~19:00 ■定休日/毎週月曜、第1・3火曜
- ■URL:https://www.hairsalon-big.com



P あり

自動車教習所

P115 E-1



各種免許、高齢者講習、ドローンなど お気軽にお問い合わせ下さい。

- ■須坂市墨坂南2-16-1 ■TEL:026-245-1574 ■FAX:026-246-0565
- ■営業時間/9:00~20:10 ■定休日/月曜日 ■URL:https://www.dmsnet.ip ■E-mail:suzaka@dmsnet.ip ■長野県公安委員会指定

電子証明書

利用者証明用電子証明書

インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みです。マイナポータルのログインなど、本人であることの認証手段として利用されます。

●有効期間

証明書発行日から申請者の5回目の誕生日までです。 ただし、電子証明書の有効期間がマイナンバーカードの 残りの有効期間より長くなる場合は、個人番号カードの 有効期間満了日までとなります。

■署名用電子証明書

インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかなどを確認する仕組みです。 e-Tax(イータックス)の確定申告など、文書を伴う電子申請等に利用されます。なお、15歳未満の方には発行できません。

●有効期限

上記「利用者証明用電子証明書」の有効期間満了日と同じです。ただし、有効期間満了日までに転居などの異動があった場合「署名用電子証明書」は失効するため、新情報での発行手続きが必要です。

各種証明書

証明書等		金額 (1通または1件)	
戸籍	全部事項証明(謄本)	450円	
一箱	個人事項証明(抄本)	430[]	
P	全部事項証明(謄本)	75.00	
除籍・改製原戸籍	個人事項証明(抄本)	750円	
戸籍の附票の写し		300円	
戸籍届出の受理証明	書	350円	
住民票・	世帯全員	2000	
住民票広域交付	世帯の一部	300円	
住民票記載事項証明書		300円	
マイナンバーカード再交付		800円	
電子証明書再発行		200円	
印鑑登録証明書	300円		
印鑑登録(新規)		300円	
印鑑登録(再登録)		400円	
身分証明書		300円	
独身証明書	300円		

[※]窓口ではご本人確認させていただいております。お越しの際は、 本人確認書類をお持ちください。

申請できる方

戸籍は戸籍に記載されている方またはその配偶者、直 系専属もしくは直系卑属の方、身分証明書・独身証明書 はご本人、住民票は同じ世帯の方が申請できます。これ にあてはまらない方が証明書を申請するときには、委任 状が必要です。

■市民課窓口における本人確認

戸籍・住民異動届出時および諸証明請求時には本人確認書類の提示が必要です。

●本人確認書類の種類

原則、顔写真が貼付されたもの

マイナンバーカード、自動車運転免許証、旅券 (パスポート)、在留カードまたは特別永住者証明書、療育手帳、身体障害者手帳、官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書で本人の写真が貼付されたもの

※本人確認書類が、健康保険証、年金手帳など写真付きでない場合や官公署以外の機関が発行した証明書などの場合は、その他の確認書類を求めたり、質問する場合があります。有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限ります。

印鑑登録

印鑑登録証明書は、その印鑑が登録されたものである ことを公証するものです。

登録された印鑑と印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示であるとされ、様々の重要な手続きに使われています。皆さんの財産を守る大切なものですので、登録された印鑑・印鑑登録証は大切に保管をお願いします。

印鑑登録の申請は、市民課の窓口で受け付けています。 印鑑登録証明書の重要な用途から、登録はご本人が来庁 し、官公署発行の顔写真付き証明書(マイナンバーカー ド・免許証・パスポートなど)を提示する申請以外は、 即日登録・証明書発行にはなりません。官公署発行の顔 写真付き証明書をお持ちでない方や、代理人に登録を委 任する場合は、市民課へお問い合わせください。

●印鑑登録できる方

須坂市に住民登録されている方(須坂市に住民登録されている外国人の方も含まれます)で、15歳以上の方。 ※意思能力がない方は、登録することができません。 ※印鑑は、一人一個に限り登録することができます。 ※既に登録されている印鑑を別の方が登録することはできません。

医療ガイド

●必要なもの

印鑑到	登録に来庁される方	必要なもの	備考
<u>*</u> ,	官公署発行の顔写真 付き証明書を持って いる場合	顔写真付き本人 確認書類と登録 する印鑑	即日登録およ び証明書の発 行ができる。
本 人	官公署発行の顔写真 付き証明書を持って いない場合	登録する印鑑	登録・証明書
代理人		登録する本人直 筆の「代理人選 任届」※	発行まで日数 がかかる。

※「代理人選任届」の用紙は、市民課窓口においてあります(ホームページからもダウンロードできます)。

●登録手数料

印鑑新規登録…300円 印鑑再登録 …400円

●印鑑登録の抹消

印鑑登録は、次の場合には自動的に抹消されます。

- ●市外に転出した場合
- ●死亡した場合
- ●印鑑の氏名が婚姻などで変更になった場合

●印鑑登録証明書の請求

印鑑登録の手続きが済むと印鑑登録証明書を発行できます。

印鑑登録証明書は、大変重要なものです。印鑑登録証 (手帳)を忘れてしまった場合や交付申請書の記載があ いまいだった場合などは、証明書の交付ができません。

●証明書の申請に必要なもの

- □印鑑登録証(手帳)
- ※代理人が申請する場合でも委任状は不要です。
- ※交付申請書に登録している方の氏名・生年月日・住所 の記入が必要です。

●手数料

印鑑登録証明書…1通 300円

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できます。

夜間や休日など市役所の閉庁時にも証明書を取得する ことができるので、大変便利です。

取得できるもの	住民票の写し(世帯全員、世帯の一部) 印鑑登録証明書 戸籍全部事項証明(謄本) 戸籍個人事項証明(抄本) 戸籍の附票の写し 所得・課税証明書	
利用できる店舗	コンビニエンスストア イオンリテールなど※1 市役所市民ホール	
利用時間	午前6時30分から午後11時※2	
必要な物	□「利用者証明用電子証明書」が搭載され ナンバーカード □利用者証明用電子証明書 暗証番号(数	
	住民票の写し(世帯全員、世帯の一部)	300円
	印鑑登録証明書	300円
手数料	戸籍全部事項証明(謄本) 戸籍個人事項証明(抄本)	450円
	戸籍の附票の写し	300円
	所得・課税証明書	300円

- ※1 マルチコピー機設置店に限ります。
- ※2 店舗の営業時間により異なります。システムメンテナンス時は利用できません(12月29日から翌年1月3日など)。

電話予約サービス

住民票の写しや印鑑登録証明書の交付は、電話予約も行っています。市役所の業務時間(午前8時30分から午後5時15分)内に来庁できない場合にご利用ください。受付・交付方法は、下記のとおりです。

電話予約 できるもの	住民票の写し (世帯全員、世帯の一部) 印鑑登録証明書
予約・受取が できる方	本人または同じ世帯の方
予約受付 電話番号	市民課 ☎026-248-9002
予約受付日時	平日 午前8時30分から午後5時15分 ※印鑑登録証明書の場合は、予約時に印鑑登録 証の番号を確認します。
交付場所	市役所宿直室
交付日時	平日 午後5時15分から午後8時 土日祝日、12月29日〜1月3日 午前8時30分から午後8時
持ち物	□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免 許証等) □印鑑登録証(印鑑登録証明書を予約した場合)
手数料	住民票の写し(世帯全員、世帯の一部) 1通 300円 印鑑登録証明書 1通 300円

広告

印章、名刺 P104 B-2

実印・銀行印・認印・ゴム印・名刺

土屋印店

実印、銀行印、丁寧にお作りします。ご当地 名字各種あります。出来合い認印1万種以上!

- ■須坂市上中町157
- ■TEL:026-245-0607
- ■営業時間/9:00~19:30 ■定休日/日曜、祝日
- ■URL:https://tsuchiya-inten.jp



₽ あり(2台)

ダクト工事

ダクトで快適な生活空間を

狭山空調工業(有)

ダ ク ト エ 事 一 式

- ■須坂市大字米持317-3
- ■TEL:026-242-5820
- ■FAX:026-242-5821

P115 D-1



転入・転出

チェック① 住民登録は、済みましたか?

他の市区町村から須坂市に転入してきたときは、 14日以内に住民登録を 済ませてください。また、 引っ越しの前には転出届 を出してください。



アドバイス① ごみの出し方に注意!

ごみの出し方は、市区町村で異なります。 須坂市の出し方、分け方、出す日を確認してから収集場所に出してください。



チェック② 印鑑登録は、済みましたか?

今までの市区町村のものは使えません。必要な方は須坂市で新たに登録してください。なお、転出の際には自動的に登録が抹消されます。



アドバイス② 電話と郵便は?

電話の手続きは、局番なしの116番へ。また、郵便局に届出をすると、1年間は新住所に郵便物を転送してもらうことができます。



チェック③ 転校の手続きは、済みましたか?

住民登録の際に学校教育 課で学校指定を受け学校 で手続きを。転出の時に は学校で在学証明書をも らい、転出先で手続きを。



アドバイス③ 水道の手続きは?

水道の使用を開始するとき、中止するときは、前日までに水道局営業課へ連絡してください。



チェック4 年金・国保の手続きも!

他の市区町村から転入してきたときは、住民登録の際に手続きをしてください。また、転出するときにも手続きをお忘れなく。



アドバイス④ 電気について

使用を開始するとき、中止するときは、2~3日前に中部電力ミライズ(株) (☎0120-921-691) へ電話連絡してください。 ※ウェブでも手続きできます。



チェック⑤ 各種手当の新たな届出を!

転入前の市区町村で児童 手当や福祉手当などを受 給していた方は、新たに 届出をしないと、給付が 受けられません。



アドバイス⑤ ガスの種類に注意!

今までの地域とガスの種類が異なっている場合があります。またガスの種類が変わると器具の使用ができなくなりますので注意してください。



※使用を開始するとき、中止するときは、事前に業者へ お問い合せください。